

恵庭市災害用物資備蓄計画（第2期後半計画）について

【趣 旨】

「恵庭市災害用物資備蓄計画」は、「恵庭市地域防災計画」に基づき、災害時に必要な備蓄品および資機材を計画的に整備することを目的に策定するもので、5年毎に見直しを行い更新する。現行計画（第2期前半計画）が令和6年度で終了することから、計画内容の見直しを行い、第2期後半計画を策定する。

【概 要】

1 目的

防災計画に基づき物資の調達・確保及び防災資機材等の整備を計画的に行う。

2 基本方針

計画的な備蓄及び地域内の備蓄物資等の把握に努める。また、「恵庭市女性と防災に係るアンケート調査」の結果を踏まえ、男女共同参画の観点から物資購入を検討する。

3 備蓄方法

備蓄は恵庭市、各種災害協定締結先（民間等）、自主防災組織、その他市内事業所、各家庭でそれぞれ整備する。

4 恵庭市の備蓄品選定の考え方

防災計画の被害想定及び収容避難所等の規模に基づき、備蓄品の選定と数量の確保を行う。災害発生時に即応できる資機材は、自主防災組織(町内会)や市民との連携を図りながら備蓄を促進する。

5 備蓄品の補充

「恵庭市災害用物資備蓄計画に基づく補充計画」及び「恵庭市備蓄品補充要綱」を作成し、計画的に補充を行う。備蓄量は、概ね発災から3日目までに必要な数量を確保するように努め、備蓄困難な物資は民間事業者との災害協定による流通在庫を活用する。

6 備蓄品の管理

備蓄品は、市役所内備蓄庫、防災倉庫、備蓄倉庫及び各収容避難所に分散して配置する。また、流通備蓄先となる企業・関係団体の供給可能物資を把握し災害に備える。

7 備蓄品の運用

備蓄品は、避難所が開設され食事が必要となった場合や、自然災害等により被災者が発生し必要がある場合に運用できるほか、姉妹都市などの市町村へ災害復旧の支援を行う場合、備蓄食料の消費期限1年未満のものを市民への還元として防災の普及・啓発事業や活動に対し提供する場合にも運用する。

【今後の進め方】

本計画は、防災計画において本市に最も大きな被害をもたらす地震による想定被災者数が約7,200名から約2,700名に変更されたことを反映したほか、女性の視点の取り込みや、備蓄食料の消費期限切れに対する考え方にフードバンク等の支援を通じた市民への還元を加え、引き続き計画的に災害用物資の備蓄を推進していく。備蓄状況は市ホームページに公表するほか、各避難所配置分を地域版避難所運営マニュアルに掲載するなど、地域への周知に努める。